

改正 平成 20 年 3 月 10 日新人委第 813 号  
平成 20 年 10 月 22 日新人委第 559 号  
平成 21 年 11 月 30 日新人委第 676 号  
平成 22 年 11 月 30 日新人委第 648 号  
平成 25 年 11 月 27 日新人委第 554 号

新人委第 6 5 6 号  
平成 19 年 12 月 26 日

各任命権者 様

新潟市人事委員会  
委員長 丸山 正

**新潟市職員の俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用について（通知）**

新潟市職員の俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成 19 年新潟市人事委員会規則第 66 号）の運用について、下記のとおり定めたので、平成 19 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

**第 2 条関係**

- 1 この条の第 4 号の「新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則（平成 19 年新潟市人事委員会規則第 29 号。以下「初任給等規則」という。）別表第 6 又は廃止前の初任給等規則別表第 1 から別表第 5 の 2 までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動」には，新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則（平成 19 年新潟市人事委員会規則第 29 号）別表第 6 及び廃止前の新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則（昭和 33 年新潟市規則第 35 号）別表第 1 から別表第 5 の 2 までに定める初任給基準表の備考に異なる初任給の定めのある職務への異動が含まれる。
- 2 この条の第 9 号の「その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者」は，沖繩振興開発金融公庫に勤務する者，国家公務員退職手当法施行令（昭和 28

年政令第 215 号) 第 9 条の 2 各号に掲げる法人の職員及び特別の法律の規定により国家公務員退職手当法 (昭和 28 年法律第 182 号) 第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等職員とみなされる者並びに独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 2 条第 1 項に規定する特定独立行政法人を除く。), 同令第 9 条の 4 各号に掲げる法人の役員 (沖縄振興開発金融公庫の役員を除く。) 又は人事委員会が特に認める者とする。

#### 第 4 条関係

- 1 この条の第 1 項の「人事委員会の定めるこれに準ずる職員」は、平成 18 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。) の前日において適用されていた俸給表以外の俸給表の適用を受けているときに降格 (第 2 条第 6 号に規定する降格をいう。) をした職員とする。
- 2 この条の第 1 項第 5 号の「人事委員会の定める額」は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額 (基準日前に人事委員会の承認を得て当該額を定められた職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該定めた額に 100 分の 99.35 を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外である者 (医療職俸給表 (1) の適用を受ける職員を除く。) にあつては、当該俸給月額に相当する額に 100 分の 99.53 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。
- 3 この条の第 2 項の「人事委員会の定める額」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) この条の第 1 項各号の 2 以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員 (次号及び第 3 号に掲げる職員を除く。) その者が該当することとなったこの条の第 1 項各号に掲げる場合に、切替日の前日に順次該当することとなったものとした場合に当該各号においてその例によることとされている規定の例により同日に受けることとなる俸給月額に相当する額 (基準日において減額改定対象職員である者 (基準日の翌日以降に同項第 1 号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。) 及び基準日の翌日以降に同項第 1 号に掲げる場合に該当することとなった職員であつて切替日の前日に同号に掲げる場合に該当することとなったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては、当該俸給月額に相当する額に 100 分の 99.35 を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外である者 (医療職俸給表 (1) の適用を受ける職員を除く。) にあつては、当該俸給月額に相当する額に 100 分の 99.53 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の

端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

- (2) この条の第1項第4号に掲げる場合に該当することとなった職員（次号に掲げる職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
- ア この条の第1項第4号アに掲げる職員 その者が該当することとなった同項第1号から第3号までに掲げる場合に、切替日の前日に順次該当することとなったものとした場合にこれらの規定においてその例によることとされている規定の例により同日に受けることとなる俸給月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者（基準日の翌日以降に同項第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び基準日の翌日以降に同項第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に同号に掲げる場合に該当することとなったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては、当該俸給月額に相当する額に100分の99.35を乗じて得た額、基準日において減額改定対象職員以外である者（医療職俸給表（1）の適用を受ける職員を除く。）にあつては、当該俸給月額に相当する額に100分の99.53を乗じて得た額。イにおいて「相当額」という。）に、新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- イ この条の第1項第4号イに掲げる職員 相当額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (3) この条の第1項第5号に掲げる場合に該当することとなった職員 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額（基準日前に人事委員会の承認を得て当該額を定められた職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該定めた額に100分の99.35を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外である者（医療職俸給表（1）の適用を受ける職員を除く。）にあつては、当該定めた額に相当する額に100分の99.53を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

## 第5条関係

この条の第1項の「人事委員会の定める職員」は、新たに俸給表の適用を受けることとなった日における号俸について人事委員会の承認を得て決定された職員とし、これらの職員についての「人事委員会の定める額」は、あら

かじめ人事委員会の承認を得て定める額（基準日前に人事委員会の承認を得て当該額を定められた職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該定めた額に100分の99.35を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外である者（医療職俸給表（1）の適用を受ける職員を除く。）にあつては、当該定めた額に相当する額に100分の99.53を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。